

令和3年 4月16日

玄海町告示第 88号

玄海町要綱第 35号

玄海町飲食業緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町における新型コロナウイルス感染症の影響により売上高の減少などの企業活動に支障が生じている飲食店に対し、企業活動の維持又は継続のための緊急支援として、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、玄海町補助金等交付規則（平成6年玄海町規則第10号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 飲食業緊急支援の対象となる事業者（以下「対象者」という。）は、玄海町飲食業組合に加入している者又は経営者が玄海町内で飲食店を営む者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルスの影響が少ない直近の期間で、確定申告における飲食業での毎月の売上又は月額平均売上が、法人20万円以上、個人15万円以上である者
- (2) 今後も事業を継続していく意思がある者

2 前項の対象者は、自己又はその役員が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分で定めるいずれかの支援金額とする。ただし、支援金額及び比較対象額に10分の9を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額を限度とする。

2 支援金の額に1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年11月30日までに
玄海町飲食業緊急支援金交付申請及び実績報告書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)及び請求書
(様式第3号)並びに次に掲げる書類(第2条第1項第1号及び前条第1項ただし書に規定する比較
対象額が把握できる書類)を添えて町長に提出しなければならない。なお、規則第9条による実績報
告書の提出は、申請書の提出によりなされたものとみなす。

(1) 法人の場合

ア 確定申告書別表一の控えの写し

イ 法人事業概況説明書の1ページ目及び2ページ目の写し

(2) 個人(青色申告者)の場合

ア 確定申告書第一表の控えの写し

イ 所得税青色申告決算書の1ページ目及び2ページ目の写し

(3) 個人(青色申告者以外)の場合

ア 確定申告書第一表又は町県民税申告書の控えの写し

イ 収支内訳書の写し

2 町長は、前項に規定する書類にて審査が困難な場合、必要に応じ、追加で資料を求めることができ
る。

3 第1項の規定にかかわらず、決算期が異なるなど特別の理由がある場合については、売上帳簿や現
金出納帳など必要な項目が確認できる書類を提出することができる。

(交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、支援金の交付申請があったときは、当該申請書の審査を行い、支援金の交付を決定す
るものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、決定の内容及びこれに条件を付けた場
合にはその条件を、玄海町飲食業緊急支援金交付決定兼額の確定通知書(様式第4号)により支援金の
額を確定し、支援金を申請者に交付するものとする。

(関係書類の整備)

第6条 支援金の交付決定を受けた者は、本支援金交付に関する書類等を整備し、支援金交付の日の属
する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(支援金の返還等)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又
は一部を取り消すことができる。

(1) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく町長の指示に違反

したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 支援事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、当該取消し部分に関し、期間を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	支援金額	比較対象額
収入による比較	500 千円	個人：令和2年所得税申告による前年比事業収入減少額
		法人：法人税による前年比事業収入減少額
所得による比較	1,000 千円	個人：令和2年所得税申告による前年比所得（専従者給与等控除前の額）減少額
		法人：法人税による前年比当期利益又は当期欠損の額の減少額
上記以外	200 千円	—